

法定合議事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の終局人員について

法定合議事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪(「**故意死亡事件**」)の終局人員については、強制わいせつ致死傷及び強姦致死傷に関して、致死と致傷の結果を区別した統計が取られていないことから、正確な統計がない。

強制わいせつ致傷及び強姦致傷を含む、故意死亡事件の終局人員は、下記「総数」欄のとおりである。なお、故意死亡事件のうち、下記記載以外の罪については、その終局人員はいずれも0人である。

「総数」から、強制わいせつ致死傷及び強姦致死傷の終局人員数を差し引いた数値は、間違いなく故意死亡事件に当たる事件の終局人員であり、これが同事件の最小値となる(下記最下段の太字の数値)。

なお、現在、故意死亡事件には、危険運転致死(刑法第208条の2、平成13年12月25日施行)が含まれる。施行後、平成14年12月27日までの法務省刑事局に対する報告によれば、危険運転致死で公判請求された人員は、48人である。

罪 名	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年
ガス漏出等致死	1	0	0
殺人	376	441	434
傷害致死	261	245	293
保護責任者遺棄等致死	11	2	8
逮捕監禁致死	8	3	9
強盗致死	75	98	113
強盗強姦致死	0	0	1
強制わいせつ致死傷	98	132	143
強姦致死傷	317	275	301
強制わいせつ致死傷 + 強姦致死傷	415	407	444
総数	1147	1196	1302
総数 - (強制わいせつ致死傷 + 強姦致死傷)	732	789	858

(注) 最高裁判所の資料による。

(人)